

※市記載欄 (申請予定者記入不要)	
----------------------	--

事業計画書

設置場所が住宅の場合

事業計画書を提出する日を記載	提出日	令和 7 年 〇 月 〇 日
----------------	-----	----------------

(宛先) 八戸市長

申請予定者 ※補助金の交付申請を しようとする者	住所又は所在地※1	〒〇〇〇 - 〇〇〇 八戸市〇〇一丁目〇-〇
	氏名又は名称等※2	(フリガナ) ハチノヘ タロウ 八戸 太郎
	電話番号※3	090-0000-0000
	FAX番号	0178-00-0000
	E-mailアドレス	000000@00000.00
	担当者名 (法人のみ)	

※1) 法人の場合は、事業所の所在地 ※2) 法人の場合は、名称及び代表者の職氏名 ※3) 平日の日中に連絡が取れる電話番号

・設置場所の区分については、①では住宅を、②では当該住宅について「申請予定者の所有」と「申請予定者以外の所有」のいずれかを選択

・設置場所の建築物の状況については、（既築/新築予定/転居予定）のいずれかを選択

市省エネ設備導入等促進事業補助金交付要綱第6条第1項

データ入力の場合は、入力不要な欄が黒塗りになります。

補助対象設備の設置場所(所在地)※4	☒ 同上	八戸市			
設置場所の区分① (住宅/事業所)	住宅	設置場所の区分② (建築物の所有権)	申請予定者の所有	設置場所の状況 (既築/新築予定/転居予定)	既築
省エネ診断の種類及び省エネ診断日 (事業所のみ記入)※5		令和 年 月 日	補助金上限額適用区分 (25万円/40万円) (事業所のみ記入)※7		
設置する 高効率空調機器	メーカー名・型番	株式会社〇〇 (メーカー名) 型式〇〇-〇〇	製品の区分 (家庭用/業務用)	家庭用エアコン	
		住宅に設置する場合	事業所に設置する場合		
	補助対象経費※6	150,000 円	・添付書類として提出するホームページの写し等を 確認して記載		
補助金交付申請予定額※7		50,000 円			

※4) 申請予定者の住所又は所在地と同一の場合は「同上」に○のみで可 (新築・転居予定等たる事業所以外の場所に設置などの場合は、その所在地を記入)

※5) 省エネ診断は、令和7年度以後のものは「データ入力の場合は、水色のセルは自動計算」

※6) 高効率空調機器の購入及び設置に要する費用 (消費税別)

※7) 補助対象経費×1/2 (千円未満の端数は切り捨て)
上限額: 【住宅】5万円 / 【事業所】25万円 (※5に記載の金額を適用)

・事業計画書の提出から承認までは2～3週間程度の期間を要するため、事業着手予定日は事業計画書の提出日から3週間以降の日とすること

・事業完了予定日は、交付申請書の提出期限 (令和7年12月22日) を踏まえた日とすること

2 事業の着手・完了予定

事業着手予定日 (契約締結予定日)	令和 7 年 〇 月 〇 日	事業完了予定日 (設置・支払完了予定日)	令和 7 年 〇 月 〇 日
----------------------	----------------	-------------------------	----------------

3 施工販売事業者 ※契約予定の相手方

事業者名	〇〇〇株式会社	事務所の所在地	八戸市〇〇〇〇〇
担当者名	〇〇 〇〇	電話番号	0178-00-0000
F A X 番号	0178-00-0000	E-mailアドレス	0000@00000.00

4 本計画書に関する連絡先 ※該当する方に☑

☑	申請予定者本人
	上記の施工販売事業者

添付書類を添えて、事業計画書を提出すること

5 添付書類

- (1) 補助対象設備のメーカー名、型番、要件に該当することを確認できる書類
※カタログの写しや、要件に該当する製品であることが分かるホームページ（省エネ型製品情報サイトなど）の写し等
- (2) 補助対象経費に係る見積額及びその内訳を確認できる書類 ※明細も表示されている見積書の写し等
- (3) 発行から3か月以内の納税証明書（市税の滞納がないことの証明）の原本
※納税状況を確認することに同意する場合は不要（次の同意欄参照）
- (4) 申請予定者が所有していない住宅又は事業所に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅又は当該事業所の所有者又は管理者からの同意に関する書類（別紙1）
※当該住宅の所有者と申請者が同居している場合は不要
当該同意の内容が確認できる書類であれば、別紙1以外の様式によるものでも可
- (5) 住宅に補助対象設備を設置する場合は、(1)から(4)までのほか、申請予定者が当該住宅に居住していることを確認できる書類
※発行から3ヶ月以内の住民票（マイナンバー非表示のもの）の写し。ただし、運転免許証やマイナンバーカード表面などの本人確認ができる公的証明書に記載の住所が住民票上の住所と相違ない場合は、当該公的証明書の写しで可。なお、マイナンバーは見えないように塗りつぶすなど、非表示にしたものを提出すること。
- (6) 事業所に補助対象設備を設置する場合は、(1)から(4)までのほか、次の書類
 - ア 中小企業者等 確認書（別紙2）
 - イ 申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し等
 - ウ 申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※公共料金の明細書の写し等
 - エ 補助金交付申請予定額が25万円を超える場合は、省エネルギー診断結果報告書の写し
※診断日が令和4年4月1日以後のものに限る。

同意

私は、八戸市省エネ設備導入等促進事業補助金の計画書の旨を証明するため、私（申請予定者）の納税状況を確認し、

・市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税

同意しない場合は、発行から3か月以内の納税証明書（市税の滞納がないことの証明）の原本を添付書類として提出

☑	上記の内容について確認し、同意します。（「☑」を入れてください）
---	----------------------------------

誓約

私は、八戸市省エネ設備導入等促進事業補助金の事業計画の提出及びその承認後に行う交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第2条第3号に規定する排除措置対象者には該当しません。また、このことの正当性を確認するため、八戸市が青森県警察八戸警察署長へ照会する場合があることについて承諾します。
- 2 同一の補助対象設備について、他の補助金の交付を受けておらず、また、今後も交付を受けません。
- 3 補助事業により取得した財産については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することとはしません。これに反した場合は、補助金を返還します。
- 4 八戸市から、補助事業に関する調査等の依頼があったときは、協力します。
- 5 設置する補助対象設備は、八戸市省エネ設備導入等促進事業補助金交付要綱別表に定める要件を全て満たしており、かつ、同要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しません。
- 6 提出した書類について、八戸市から内容の確認等を求められた場合は、速やかに対応します。
- 7 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や、八戸市補助金等の交付に関する規則及び八戸市省エネ設備導入等促進事業補助金交付要綱並びにこの補助金に関する手引書の類（以下「関係規定等」という。）に反する不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。
- 8 補助事業に係る取得財産や経理関係書類等については、提出前に改めて交付要綱等を読んで、交付要件等を確認すること
- 9 その他、関係規定等を熟読し、適切に補助事業を実施します。

☑	上記の内容について確認し、誓約します。（「☑」を入れてください）
---	----------------------------------

氏名又は名称等 八戸 太郎